

# 弘前市建設業者等指名停止要領運用基準

平成18年2月27日施行

最終改正 平成26年2月26日

弘前市建設業者等指名停止要領（以下「要領」という。）の運用は、おおむね次によるものとする。

## 1 第3条関係

指名停止の期間中の有資格者について、別件により再度指名停止を行う場合の始期は、再度指名停止の措置を決定したときとする。この場合、指名停止の通知をするときは別途行うものとする。

## 2 第4条関係

下請負人に関して指名停止事由が発生した場合、要領上の責任は、第一義的には元請負人が負うものとする。この場合において、要領第4条の下請負人について指名停止を行うときの指名停止期間は、原則として元請負人の期間と同じ期間とする。

## 3 第5条関係

- (1) 第1項の規定により共同企業体の構成員について指名停止を行う場合の指名停止期間は、当該共同企業体の指名停止期間に構成員の出資比率を乗じて得た期間とする。
- (2) 第2項の規定により共同企業体の構成員について指名停止を行う場合の指名停止期間は、当該共同企業体の指名停止期間に構成員の出資比率を乗じて得た期間とする。
- (3) 第3項の規定により共同企業体の構成員について指名停止を行う場合の指名停止期間は、当該共同企業体の指名停止期間に構成員の出資比率を乗じて得た期間とする。
- (4) 第3項の規定に基づく共同企業体の指名停止は、指名停止期間中の有資格者を共同企業体を通じて指名しないための措置であり、既に対象である工事等について開札済みであって新たな指名が想定されない特定共同企業体については、対象としないものとする。
- (5) 第3項の規定に基づく共同企業体の指名停止は、指名停止期間中の有資格者を共同企業体を通じて指名しないための措置であり、当該共同企業体自らが別表第1及び別表第2の各号の措置要件に該当したために行うものではないので、同項の規定に基づく指名停止については、要領第7条第1項に基づく措置（以下「短期加重措置」という。）の対象としないものとする。

## 4 第7条関係

- (1) 有資格者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、短期加重措置の対象としないものとする。
- (2) 下請負人又は共同企業体の構成員が短期加重措置に該当するときは、元請負人又は共同企業体の指名停止期間を超えてその指名停止の期間を定めることができるものとする。

## 5 第8条関係

- (1) 指名停止期間の加重について、短期加重措置の対象となった措置案件については、短期加重措置の後、加重するものとする。
- (2) 第4号及び第5号の「悪質な事由があるとき」とは、当該発注者に対して有資格者が不正行為の働きかけを行った場合等をいうものとする。
- (3) 「他の公共機関の職員」(第5号並びに別表第2第2号)とは、刑法第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含むものであること。更に私人であっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含むものであること。

## 6 別表第1関係

- (1) 第3号の「一般工事等」とは、原則として公共機関が発注したものとする。
- (2) 第3号の「瑕疵が重大である」とは、建設工事(建設業法第2条第1項に規定する建設工事をいう。)については原則として、建設業法に基づく監督処分が行われた場合とする。
- (3) 市発注工事等及び一般工事等のいずれの工事等においても、次の場合は原則として指名停止を行わないものとする(第5号から第8号まで)。
  - ①事故の原因が作業員個人の責に帰すべきものであると認められる場合(例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転による生じた事故等)
  - ②事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合(例えば、適切に管理されていたと認められる工事等現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等)
- (4) 市発注工事等における事故(第5号及び第7号関係)について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則として①の場合とする。ただし、②による場合には、これによることができる。
  - ①発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は発注者の調査結果等により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合
  - ②当該工事等の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合
- (5) 一般工事等における事故(第6号及び第8号)について、安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であると認められるのは、原則として当該工事等の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合とする。

## 7 別表第2関係

- (1) 「逮捕又は公訴を知った日」(第1号及び第2号、第5号及び第6号関係)とは、その事実を客観的に知り得る状態になった日をいい、新聞等で報道された日又は警察若しくは検察庁からその事実を知らされた日をいうものとする。
- (2) 「代表権を有すると認めるべき肩書」(第1号関係)とは、専務取締役以上の肩書をいうものとする。

- (3) 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反した場合（第3号及び第4号関係）で、独占禁止法第7条の2第10項から第12項までの規定による課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、第3号又は第4号に規定する期間の短期を下回る場合においては、要領第7条第2項の規定を適用するものとする。
- (4) 「業務」（第3号、第5号、第7号及び第9号関係）とは、個人の私生活上の行為以外の有資格者の業務全般をいうものとする。

## 8 その他

- (1) 別表各号の停止期間の欄中「当該認定をした日」、「逮捕又は公訴を知った日」については、「当該認定をした後、所要の事務手続を終えた日」、「逮捕又は公訴を知った後、所要の事務手続を終えた日」と読み替えるものとする。
- (2) 措置要件のいずれかに該当することとなった事実等を、1年を経過した後に知り得た場合には、当該事案が極めて悪質で、指名停止を行う必要があると認められるときを除き、原則として指名停止を行わないものとする。

9 個別の事由に係る指名停止期間の目安

別表第1 関係

市内において生じた事故等に基づく措置基準

措置要件	適用基準	期間
(虚偽記載) 1 市の発注する工事等の契約に係る一般競争及び指名競争において、競争入札参加資格審査申請書その他の入札前の提出資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(1) 文書偽造、事前共謀があるなど、特に悪質と認められる場合	6か月
	(2) 複数の虚偽の記載があるなど、悪質と認められる場合	3か月
	(3) その他の場合	1か月
(過失による粗雑施工等) 2 市と締結した契約に係る工事等（以下「市発注工事等」という。）の施工等に当たり、過失により施工等を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。	(1) 補修により初期の目的を達成できない場合など、その影響が重大であると認められる場合	6か月
	(2) 会計検査等の結果、補助金の返還を命ぜられた場合、又は文書による指摘を受けて1割以上の補修を命ぜられた場合	3か月
	(3) 会計検査等の結果、文書による指摘を受けて1割未満の補修を命ぜられた場合	2か月
	(4) その他の場合	1か月
3 市内における工事等で市発注工事等以外のもの（以下「一般工事等」という。）の施工等に当たり、過失により施工等を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。	(1) 補修により初期の目的を達成できない場合など、その影響が重大であると認められる場合	3か月
	(2) 会計検査等の結果、補助金の返還を命ぜられた場合、又は文書による指摘を受けて1割以上の補修を命ぜられた場合	2か月
	(3) 会計検査等の結果、文書による指摘を受けて1割未満の補修を命ぜられた場合	1か月
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、市発注工事等の施工等に当たり契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(1) 市の契約相手方の事由による契約解除	
	ア 契約に違反し、契約が解除された場合	4か月
	イ その他の場合	3か月
	(2) 正当な理由がなく、期限内に工事等を完成することができなかった場合	2か月
	(3) 施工体制台帳等の提出など、必要な報告を怠った場合	1か月
	(4) 監督・検査業務の執行を妨害した場合	2か月
	(5) その他契約書、仕様書等に係る違反	
	ア 損害を生じさせるなど、その影響が大きい場合	2か月
	イ その他の場合	2週間
	(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 市発注工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	(1) 3人以上の死亡者を生じさせた場合
(2) 3人未満の死亡者を生じさせた場合		4か月
(3) 重傷者（30日以上の治療を要する負傷者をいう。以下同じ。）を生じさせた場合。		2か月
(4) その他負傷者を生じさせた場合		1か月
(5) 重大な損害を生じさせた場合		2か月
(6) その他損害を生じさせた場合		1か月

<p>6 一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>(1) 3人以上の死亡者を生じさせた場合</p> <p>(2) 3人未満の死亡者を生じさせた場合</p> <p>(3) 負傷者又は重大な損害を生じさせた場合</p>	<p>3か月</p> <p>2か月</p> <p>1か月</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)</p> <p>7 市発注工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>(1) 3人以上の死亡者を生じさせた場合</p> <p>(2) 3人未満の死亡者を生じさせた場合</p> <p>(3) 重傷者を生じさせた場合</p> <p>(4) その他負傷者を生じさせた場合</p>	<p>4か月</p> <p>2か月</p> <p>1か月</p> <p>2週間</p>
<p>8 一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>(1) 3人以上の死亡者を生じさせた場合</p> <p>(2) 3人未満の死亡者を生じさせた場合</p> <p>(3) 負傷者を生じさせた場合</p>	<p>2か月</p> <p>1か月</p> <p>2週間</p>

## 別表第2 関係

## 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	適用基準	期間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次に掲げる者が市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>(2) 有資格者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で(1)に掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。）</p> <p>(3) 有資格者の使用人で(2)に掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）</p>	<p>(1) 刑法又は特別法による代表役員等の逮捕等</p> <p>(2) 刑法又は特別法による一般役員等の逮捕等</p> <p>(3) 刑法又は特別法による使用人の逮捕等</p>	<p>1 2 か月</p> <p>9 か月</p> <p>6 か月</p>
<p>2 次に掲げる者が他の公共機関（県内外問わず）の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>(1) 刑法又は特別法による代表役員等の逮捕等</p> <p>(2) 刑法又は特別法による一般役員等の逮捕等</p> <p>(3) 刑法又は特別法による使用人の逮捕等</p>	<p>9 か月</p> <p>6 か月</p> <p>3 か月</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>3 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>(1) 公正取引委員会による刑事告発がなされた場合、又は代表役員等、一般役員等若しくは使用人が逮捕された場合</p> <p>(2) 公正取引委員会による排除措置命令又は課徴金納付命令がなされた場合</p>	<p>9 か月</p> <p>4 か月</p>
<p>4 市発注工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>(1) 公正取引委員会による刑事告発がなされた場合、又は代表役員等、一般役員等若しくは使用人が逮捕された場合</p> <p>(2) 公正取引委員会による排除措置命令又は課徴金納付命令がなされた場合</p>	<p>1 2 か月</p> <p>5 か月</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>5 業務に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>(1) 代表役員等の逮捕等</p> <p>(2) 一般役員等の逮捕等</p> <p>(3) 使用人の逮捕等</p>	<p>1 2 か月</p> <p>7 か月</p> <p>4 か月</p>
<p>6 市発注工事等に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>(1) 代表役員等の逮捕等</p> <p>(2) 一般役員等の逮捕等</p> <p>(3) 使用人の逮捕等</p>	<p>1 2 か月</p> <p>9 か月</p> <p>5 か月</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>7 業務に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>(1) 建設業法違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p> <p>ア 代表役員等の逮捕等</p>	<p>9 か月</p>

	イ 一般役員等又は使用人の逮捕等	4 か月
	(2) 監督処分（営業停止）がなされた場合	3 か月
	(3) 監督処分（指示処分）がなされた場合	2 か月
8 市発注工事等に関し、建設業法の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	(1) 建設業法違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合	
	ア 代表役員等の逮捕等	9 か月
	イ 一般役員等又は使用人の逮捕等	5 か月
	(2) 監督処分（営業停止）がなされた場合	4 か月
	(3) 監督処分（指示処分）がなされた場合	3 か月
(不正又は不誠実な行為)		
9 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	(1) 市発注工事等における不正又は不誠実な行為	
	ア 法令違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合	
	(7) 代表役員等の逮捕等	9 か月
	(イ) 一般役員等又は使用人の逮捕等	4 か月
	イ その他法令違反があった場合	2 か月
	ウ 落札決定後辞退、有資格者の過失による入札手続の大幅な遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合	3 か月
	エ 下請代金の不払いがあったとき。	下請代金が支払われるまで (最長9か月)
	(2) 不正又は不誠実な行為（市発注工事等における場合を除く。）	
	ア 法令違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。	
	(7) 代表役員等の逮捕等	6 か月
	(イ) 一般役員等又は使用人の逮捕等	3 か月
	(3) 市の条例、規則等に違反し処分を受けた場合で、著しく信頼関係を損なう行為があった場合	2 か月
10 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	ア 特に悪質性及び社会的影響が大きいと認められる場合	9 か月
	イ その他の場合	2 か月
(暴力団関係者)		
11 弘前市工事等暴力団排除措置要綱（以下「暴力団要綱」という。）第3条の規定により、警察との密接な連携のもとに次のいずれかに該当する者であることを確認し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。		

<p>(1) 代表役員等、一般役員等又は使用人が、暴力団関係者（暴力団要綱第2条第1項第5号の暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき、又は暴力団関係者が有資格者の経営に実質的に関与しているとき。</p>	<p>(1) 暴力団関係者が有資格者の経営に関与している場合</p> <p>ア 暴力団又は暴力団関係者が設立又は出資しているとき</p> <p>イ 暴力団関係者は商業登記簿等の上では代表役員等とはなっていないが、役員、顧問等の形で介在するなど、実質的にその経営に介入、関与しているとき</p> <p>ウ その他諸般の事情から客観的に判断して暴力団又は暴力団関係者が、実質的に経営に介入、関与しているとき</p>	<p>12か月を経過し、かつ改善されたと認められるまで</p>
<p>(2) 代表役員等、一般役員等又は使用人が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団（暴力団要綱第2条第1項第4号の暴力団をいう。以下同じ。）の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。</p>	<p>(2) 暴力団の威力又は暴力団関係者を利用している場合</p> <p>ア 自己と友誼関係にある者が暴力団関係者であることを告げたとき</p> <p>イ 暴力団の名称入り名刺等を示したとき</p> <p>ウ その他不法、不当に暴力団又は暴力団関係者の威力を利用したとき</p>	<p>12か月を経過し、かつ改善されたと認められるまで</p>
<p>(3) 代表役員等、一般役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。</p>	<p>(3) 積極的に暴力団の維持、運営に協力し若しくは関与している場合</p> <p>ア 相手方が暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら、用心棒その他これに類する役務の有償の提供を自発的に受けているとき</p> <p>イ 相手方が暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら、これらの者が行う事業、興行、いわゆる「義理ごと」等に参画、参加し、又は援助しているとき</p> <p>ウ その他名目の如何を問わず、積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき</p>	<p>12か月を経過し、かつ改善されたと認められるまで</p>
<p>(4) 代表役員等、一般役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</p>	<p>(4) 社会的非難されるべき関係を有している場合</p> <p>ア 暴力団又は暴力団関係者が介入、関与する賭博、ノミ行為、無尽等に参画、参加しているとき</p> <p>イ 暴力団又は暴力団関係者と妥協性を欠く内容の関係を有しているとき</p> <p>ウ その他暴力団関係者と密接な交友関係を有しているとき</p>	<p>12か月を経過し、かつ改善されたと認められるまで</p>
<p>(5) 代表役員等、一般役員等又は使用人が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。</p>	<p>(5) 暴力団関係者であることを知りながらこれが不当に利用するなどしている場合</p> <p>ア 当該業者に事業の全部又は一部を請け負わせているとき</p> <p>イ 当該業者又はその関係者から労働の供給又は派遣を受けているとき</p> <p>ウ その他暴力団がその経営に関与する業者であることなどを知りながら、これを利用するなどしたとき</p>	<p>12か月を経過し、かつ改善されたと認められるまで</p>
<p>(6) 市発注工事等に関し、受注者及び下請負人に対して暴力団又は暴力団関係者による不当介入を受けたにもかかわらず、警察及び発注者への通報・報告を怠ったと認められるとき。</p>	<p>(6) 警察及び発注者への通報・報告を怠った場合</p>	<p>1か月</p>